

国立国会図書館統計内規

(昭和六十二年十一月三十日国立国会図書館内規第十二号)

改正

平成	元年	三月	十三日	国立国会図書館内規第二号
同	二年	三月	八日	同 第一号
同	四年	三月	十九日	同 第一号
同	六年	三月	八日	同 第三号
同	九年	十二月	一日	同 第七号
同	九年	十二月	一日	同 第八号
同	十年	三月	三十日	同 第二号
同	十一年	四月	七日	同 第四号
同	十一年	十二月	十六日	同 第八号
同	十二年	五月	二日	同 第三号
同	十二年	九月	二十二日	同 第六号
同	十三年	三月	三十日	同 第三号
同	十三年	七月	五日	同 第五号
同	十三年	十二月	十八日	同 第六号
同	十四年	三月	三十一日	同 第四号
同	十四年	五月	一日	同 第八号
同	十四年	五月	七日	同 第九号
同	十四年	六月	十四日	同 第十号
同	十四年	十月	三日	同 第十三号
同	十四年	十月	十一日	同 第十四号
同	十五年	十一月	二十一日	同 第七号
同	十六年	九月	二十八日	同 第四号
同	十七年	三月	二十五日	同 第一号
同	十八年	十月	十八日	同 第八号
同	十九年	三月	二十八日	同 第二号
同	二十年	四月	一日	同 第四号
同	二十一年	四月	一日	同 第四号
同	二十一年	七月	二十三日	同 第七号

(目的)

第一条 この内規は、国立国会図書館（以下「館」という。）において作成する統計に関する基本的な事項について定め、館の運営の実態を正確に把握し、館の業務の改善及び能率の向上に資することを目的とする。

(統計の種類)

第二条 この内規に基づく統計の種類は、次のとおりとする。

- 一 基本統計 前条の目的を達成するために基本的に必要とする統計をいう。
- 二 特別統計 前号の統計以外の統計で、前条の目的を達成するために総務部長が特に必要と認めるものをいう。

(統計年度)

第三条 この内規において「統計年度」とは、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間をいう。

(基本統計)

第四条 基本統計の名称及び統計報告の様式並びに統計調査を実施する部局（関西館及び国際子ども図書館を含む。以下「実施部局」という。）は、総務部長が定める。

2 基本統計の集計期間は、統計年度と同一とする。

(特別統計)

第五条 特別統計の名称、集計期間及び統計報告の様式並びに実施部局は、総務部長が定める。

(基本統計報告の作成及び提出)

第六条 基本統計の統計報告は、総務部企画課において毎統計年度の基本統計の統計調査の結果を集約した上で作成し、館長に提出するものとする。

2 基本統計の統計報告は、翌統計年度の五月三十一日（総務部長が別に定める統計にあつては、七月三十一日）までに館長に提出するものとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、当該期日以前であつても、基本統計の統計報告の提出を求めることができる。

(特別統計報告の作成及び提出)

第七条 特別統計の統計調査の結果の集約並びに統計報告の作成及び館長への提出については、総務部長が定めるところによる。

(基本統計報告の掲載)

第八条 基本統計の統計報告は、総務部総務課において編集の上、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第六条の規定による報告書に掲載するものとする。

(統計調査等の総合調整)

第九条 総務部長は、この内規の運用に当たつて、専ら統計上の見地から、統計調査の実施及び統計報告の提出について総合的な調整を図るものとする。

附 則

1 この内規は、昭和六十二年十一月三十日から施行し、基本統計

第十八号に係る規定は昭和六十一年六月一日から、基本統計第二十二号及び第二十三号に係る規定は、昭和六十一年四月一日から、その他の規定は、昭和六十二年四月一日から、それぞれ適用する。

2 国立国会図書館統計内規（昭和三十七年国立国会図書館内規第十四号）は、廃止する。

附 則（平成元年三月十三日国立国会図書館内規第二号）

この内規は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月八日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成四年三月十九日国立国会図書館内規第一号）

この内規は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成六年三月八日国立国会図書館内規第三号）

この内規は、平成六年三月八日から施行する。

附 則（平成九年十二月一日国立国会図書館内規第七号）抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（平成九年国立国会図書館規程第二号）の施行の日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定中様式第八に係る部分は平成九年度分から適用する。

（施行の日＝平成九年十二月一日）

附 則（平成九年十二月一日国立国会図書館内規第八号）

この内規は、国立国会図書館図書複写規程の一部を改正する規程（平成九年国立国会図書館規程第三号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成九年十二月一日)

附 則 (平成十年三月三十日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、国立国会図書館学術文献録音テープ利用規則の一部を改正する規則(平成十年国立国会図書館規則第二号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成十年四月一日)

附 則 (平成十一年四月七日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十一号)中第二十一条第三号の改正規定の施行の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十一年度分から施行する。

(施行の日＝平成十一年四月七日)

附 則 (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号抄)

1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則(平成十一年国立国会図書館規則第六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成十二年一月一日)

3 平成十一年四月一日に始まる統計年度に係る国立国会図書館統計内規第四条の表中第十六号の複写関係許認可等統計のうち支部上野図書館が統計調査を実施する部分については、平成十一年十二月三十一日をもって当該年度が完結したものとみなす。

附 則 (平成十二年五月二日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成十二年五月六日から施行する。

附 則 (平成十二年九月二十二日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年三月三十日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成十三年七月五日国立国会図書館内規第五号)

この内規は、平成十三年七月五日から施行する。

附 則 (平成十三年十二月十八日国立国会図書館内規第六号)

この内規は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十四年五月一日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成十四年五月五日から施行する。

附 則 (平成十四年五月七日国立国会図書館内規第九号)

この内規は、平成十四年五月七日から施行し、改正後の国立国会図書館統計内規の規定は、同月一日から適用する。

附 則 (平成十四年六月十四日国立国会図書館内規第十号)

1 この内規は、平成十四年六月二十日から施行し、第二条の規定による改正後の国立国会図書館統計内規様式第十七の規定は、同年四月一日から適用する。

2 国立国会図書館統計内規第四条に規定する館内閲覧利用統計の資料室利用状況に係る平成十四年六月分の基本統計報告の作成については、第二条の規定による改正後の国立国会図書館統計内規

様式第十三(3)の規定にかかわらず、次の様式を用いるものとする。

〔略〕

附 則 (平成十四年十月三日国立国会図書館内規第十三号) 抄

1 この内規は、平成十四年十月七日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の国立国会図書館統計内規の規定(第四条の表第十九号の二の項に係る部分及び様式第十九の二に係る部分を除く。)は、平成十四年十月一日から適用する。

附 則 (平成十四年十月十一日国立国会図書館内規第十四号)

この内規は、平成十四年十月十五日から施行する。

附 則 (平成十五年十一月二十一日国立国会図書館内規第七号)

この内規は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成十六年九月二十八日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十五日国立国会図書館内規第一号)

1 この内規は、平成十七年四月一日から施行する。

2 改正後の国立国会図書館統計内規の規定は、平成十七年四月一日以後に実施される統計調査について適用し、同日前に実施された統計調査については、なお従前の例による。

附 則 (平成十八年十月十八日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成十八年十月二十三日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日国立国会図書館内規第二号)

(施行期日)

1 この内規は、平成十九年四月一日から施行する。

(国立国会図書館統計内規の一部改正に伴う経過措置)

2 第四条の規定による改正後の国立国会図書館統計内規様式第二及び様式第十三の規定は、平成十九年四月一日以後に実施される統計調査について適用し、同日前に実施された統計調査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館内規第四号)

(施行期日)

1 この内規は、平成二十年四月一日から施行する。

(国立国会図書館統計内規の一部改正に伴う経過措置)

2 第四条の規定による改正後の国立国会図書館統計内規様式第十一及び様式第十三の規定は、平成二十年四月一日以後に実施される統計調査について適用し、同日前に実施された統計調査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号)

(施行期日)

1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国立国会図書館統計内規の一部改正に伴う経過措置)

2 第五条の規定による改正後の国立国会図書館統計内規の規定は、平成二十一年四月一日以後に実施される統計調査について適用し、同日前に実施された統計調査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年七月二十三日国立国会図書館内規第七号)

この内規は、平成二十一年八月一日から施行する。